

処 分 基 準

平成27年6月1日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第51条の9
処 分 の 概 要	登録法人に対する適合命令
原 権 者	公安委員会
法 令 の 定 め	<p>登録を受けた法人が前条第4項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その法人に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>※ 51条の8第4項 公安委員会は、第2項の規定により登録を申請した法人が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。</p> <p>① 車両、携帯電話用装置その他の携帯用の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機を用いて確認事務を行うものであること。</p> <p>② 第51条の12第3項の駐車監視員が放置車両の確認等を行うものであること。</p> <p>③ 当該公安委員会が置かれている都道府県の区域内に事務所を有するものであること。</p>
処 分 基 準	別紙のとおり
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課駐車管理係 (048-832-0110)
備 考	

## 別紙

- 確認事務の委託に係る法人の登録等手続に関する規程（平成18年5月26日公安委員会規程第14号）

### （適合命令）

第4条 交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）又は警察署長（以下「署長」という。）は、登録を受けた法人が法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、法第51条の9の規定による適合命令（以下「適合命令」という。）に必要な事項を、速やかに埼玉県警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

2 本部長は、前項の報告を受けたときは、必要な調査をし、適合命令上申書（様式第3号）により速やかに埼玉県公安委員会に上申しなければならない。

3 登録を受けた法人に対する適合命令は、適合命令書（様式第4号）を交付して行うものとする。

- 確認事務の委託に係る法人の登録等手続に関する事務処理要領（平成18年5月29日駐対第604号）

### 第3 適合命令

#### 1 報告

交通指導課長又は署長は、登録を受けた法人が法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、必要な調査を実施し、適合命令に係る意見を付した上、適合命令事案認知報告書（様式第7号）に疎明資料を添付して、速やかに交通部長を経て報告すること。

#### 2 適合命令に係る手続

交通指導課長は、次により適合命令に係る手続を行うものとする。

- (1) 適合命令に係る弁明の機会の付与については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等に関する規則」という。）に規定するところにより行うものとする。
- (2) 当該適合命令に係る適合命令上申書（規程様式第3号）及び弁明書により、その結果を交通部長を経て報告する。この場合において、公安委員会が適合命令の決定をしたときは、当該適合命令に該当する法人に対し、適合命令書（規程様式第4号）を交付する。
- (3) 適合命令に対する改善措置については、改善措置報告書（様式第8号）により報告を求める。